

IPネットワーク設備委員会 報告（案） についての意見募集の結果（概要）

令和7年8月4日
IPネットワーク設備委員会
事務局

- 意見募集期間：令和7年6月14日（土）から同年7月14日（月）まで
- 提出意見件数：7件（電気通信事業者3件、団体等3件、個人1件）
※提出意見数は、意見提出者数としています。

<意見提出者>

- ・ アルテリア・ネットワークス株式会社
- ・ 株式会社 J P I X
- ・ アジアインターネット日本連盟
- ・ 一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構
- ・ LINEヤフー株式会社
- ・ 一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
- ・ 個人

意見1 本報告案に賛同する。

<主な御意見>

- ・ 本報告案に賛同いたします。データ通信や無料インターネットサービスにおける事故報告基準の見直しは、国民の安心、利便性確保に極めて重要です。特に、無料サービス提供事業者にも責任感を促す点で期待しております。【個人】
- ・ 当社は、通信インフラの安定的な提供を通じて社会に貢献することを使命としており、データ通信サービスについて「重大な事故」の報告基準を利用実態に合わせて見直すことについて賛同します。【株式会社 J P I X】
- ・ 「重大な事故」の報告基準の見直しに伴い、報告件数の増加が見込まれることを踏まえれば、「重大な事故」のうち、過去に類似事例がないものや、特に注意を要するものの検証を重点化すべきである。」との方向性に賛同します。【アジアインターネット日本連盟、一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構】
- ・ 電気通信役務の安全・信頼性の確保に向けた取組に於いて、報通信審議会 情報通信技術分科会 IP ネットワーク設備委員会 報告（案）に賛同いたします。【アルテリア・ネットワークス株式会社】
- ・ 本報告（案）にございます、「電気通信事故報告制度の在り方については、今後も事故の発生状況や市場環境等の変化を踏まえ、電気通信サービスにおけるイノベーションに与える影響にも留意しつつ適時適切な議論を行っていくことが重要である。」に賛同いたします。【アルテリア・ネットワークス株式会社】

考え方

- ✓ 賛同の御意見として承ります。

意見2-1 報告基準の見直しについては情報収集を目的として行うものであることを明確に記載すべき。

<主な御意見>

- ・ 今回の無料のインターネット関連サービスの重大な事故の報告基準の見直しは、委員会で各構成員が述べられているとおり、現行の報告基準では無料のインターネット関連サービスに係る重大な事故の報告がなく、事故事例として情報の集積がなされていないため、情報収集を目的として変更を行うものであることを明確に記載いただくようお願いします。【アジアインターネット日本連盟、一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構、LINEヤフー株式会社】

考え方

- ✓ 電気通信事故報告制度の目的としては、事故の報告や利用者周知の促進、再発防止性の十分性の検証、その結果の共有等の取り組みを通じ、利用者における混乱の軽減を図るとともに、電気通信事業者による電気通信サービスのさらなる安定的な提供を促すことにより、利用者の利益の保護を図るものであり、情報収集のみを目的としたものではありません。

意見2-2 報告基準の見直しにより、重大な事故の報告基準が大幅に強化されることになるのではないか。

<主な御意見>

- ・ 今回の報告基準の見直しは、事業の予見可能性が確保されないまま、国の都合により従前の6倍に基準を強化するという激変に当たるものであり、激変緩和措置が検討されるべきです。【アジアインターネット日本連盟、一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構】

考え方

- ✓ 本報告案に記載のとおり、「無料のインターネット関連サービス」区分について、令和元年度から令和5年度までの5年間の平均で見ると、当該区分における「重大な事故」の報告件数は年間0件であり、報告基準を本報告案により見直した場合であっても、増加が見込まれる報告件数は、特定の事業者に偏ることなく、サービス全体として年間1.6件です。
- ✓ また、「その他」区分における「重大な事故」の報告件数は年間6件であり、インターネットアクセス・接続サービスの報告基準を本報告案により見直した場合であっても、増加が見込まれる報告件数は、特定の事業者に偏ることなく、サービス全体として年間3.4件です。
- ✓ そのため、サービスを提供する個別の事業者に過度の負担を生じさせるものではないと考えられます。

意見2-3 日本の事故報告基準は、既に国際的に見ても特異ではないか。

<主な御意見>

- ・ 既に国際的に見ても特異な報告制度である中、真に「重大な事故」として取り扱うべきものは何か、その他状況把握のために報告を求めたいものは何かなどを十分に検討することが必要であると考えられます。【アジアインターネット日本連盟】

考え方

- ✓ 本報告案に記載のとおり、データ通信サービス（インターネットアクセス、インターネット接続）及び無料のインターネット関連サービスに関する諸外国における電気通信事故の報告基準を確認したところ、日本の現行基準はいずれも諸外国の中では中位程度の水準となっているものと考えております。

意見2-4 報告基準の見直しにより、人的・物的な冗長性確保などを求めるものではないことを明確に記載すべき。

<主な御意見>

- ・ 無料のインターネット関連サービスと有料サービスとは、法令上の義務や緊急通報の取扱、電波・電話番号の割当の有無などを踏まえ、求められるサービス品質が異なるものであることから、今回の報告基準の見直しにより、無料のインターネット関連サービスに対して有料サービスに準じた人的・物的な冗長性確保などを求めるものではないことを明確に記載いただくよう、お願いいたします。【アジアインターネット日本連盟、一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構、LINEヤフー株式会社】
- ・ 今回の無料のインターネット関連サービスの重大な事故の報告基準の見直しは、委員会で各構成員が述べられているとおり、現行の報告基準では、無料のインターネット関連サービスに係る重大な事故の報告がなく、事故事例として情報の集積がなされていないため、情報収集を目的として変更を行うものであること、及び見直し後の基準を踏まえた設備構成の変更を求めるものではないことを明確に記載いただくようお願いいたします。【一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構】

考え方

- ✓ 本報告案における事故報告制度の見直しは、電気通信サービスの利用実態の変化や電気通信事故の発生状況等を踏まえながら、あくまで、「重大な事故」の報告基準の見直し等を行うものです。
- ✓ 一方、電気通信事業者は、「重大な事故」の報告基準等を参考にしつつ、設備の収容数等を決定するなど、事故が発生する場合の影響を一定規模以下に抑えるための自主的な取り組みを行ってきたところです。
- ✓ こうした電気通信事業者による自主的な取組は、電気通信サービスのさらなる安定的な提供の観点からも望ましいものと考えます。以上から、原案のとおりとします。

意見3 行政指導の実施判断においては、法令上の提供義務や電波・電話番号の割当等のサービスの性質が勘案されるべき。

<主な御意見>

- ・ 緊急通報を取扱うサービスや他のサービスの基盤となるデータ通信サービスと、無料のインターネット関連サービスとでは、法令上の役務義務や国民共有の財産である電波や電話番号の有無などの点で大きく性質が異なるものであり、また、冗長性の確保の程度や求められるサービス品質も有料・無料とで異なりますので、行政指導を実施するか否かの検討にあたってはそのような性質の違いが十分に勘案される必要があります。【アジアインターネット日本連盟】
- ・ 緊急通報を取扱うサービスや他のサービスの基盤となるデータ通信サービスと、無料のインターネット関連サービスとでは、法令上の役務義務や国民共有の財産である電波や電話番号の有無などの点で大きく性質が異なるものであり、また、冗長性の確保の程度や求められるサービス品質も有料・無料とで異なりますので、行政指導を実施するか否かの検討にあたってはそのような性質の違いが十分に勘案される必要があると考えます。【LINEヤフー株式会社】

考え方

- ✓ 行政指導については、影響を受けたサービスの重要度や影響規模等を勘案し、特に必要性が高い「重大な事故」に対し、電気通信事業者における自主的な取組に加え、その再発防止徹底のための対応の一つとして、その必要性に応じて行政庁が実施するものと考えます。
- ✓ 行政指導の要否を含め事故の再発防止に向けた対応については、電気通信事業者による電気通信サービスの更なる安定的な提供を促すことにより、利用者の利益の保護を図るためにも、これまでと同様に、影響を受けたサービスの重要度だけではなく、その影響規模等も併せて勘案しながら実施するべきと考えます。
- ✓ その影響を受けたサービスの重要度を検討する際、法令上の提供義務や電波・電話番号の割当といったサービス特性については一指標として参考になる一方、身体・生命・財産との関連性や利用者数の規模等といった他指標と併せて参考にされるものと考えられます。

意見4 アンケート調査の実施方法を見直すべきではないか。

<主な御意見>

- ・ 緊急通報、電話、およびデータ通信の各サービスと、データ通信サービスの可用性に依存する無料のインターネット関連サービスとでは、その性質に大きな差異がありますが、本アンケート調査においては、性質の異なる様々な電気通信サービスを一括りにして設問が設定されています。そのようなサービスの差異についての説明等がないまま、事故が重大か否かや、サービスの重要性を測ることは適当ではありません。【アジアインターネット日本連盟、一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構、LINEヤフー株式会社】
- ・ 今回のIPネットワーク設備委員会での検討においては、本調査の結果や利用者へのアンケート調査結果をもとに「身体・生命・財産との関連性」が評価されていますが、アンケート調査をもとに評価されるのであれば、端的に身体・生命・財産との関連性が高いと感じるサービスは何かを調査すべきと考えます。【LINEヤフー株式会社】
- ・ アンケート調査においても「重大な事故」との呼称を用いるべきか、検討が必要であると考えます。【アジアインターネット日本連盟、一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構、LINEヤフー株式会社】

考え方

- ✓ 本アンケート調査は他サービスに対する基盤としての役割の有無やサービスの代替性といったサービスの特性に関わらず、利用者目線で、当該サービスに障害が生じた際「重大な事故」と感じる時間、災害時に使えなくなると困ると感じる通信サービス等を把握するために実施したものです。
- ✓ メッセージングサービスを含む電気通信サービスは、災害時において、救助等の特定の使われ方に限らず、安否確認の情報伝達など様々な利用用途が想定されることから、利用者の身体・生命等との関連性はあると考えます。
- ✓ アンケート調査の実施方法に係る御意見については、これまでの調査結果との連続性も勘案しつつ、今後の参考とさせていただきます。

意見5-1 報告基準の見直しの検討に当たっては、他サービスに対する基盤としての役割の有無やサービスの代替性の程度といったサービスの特性についても考慮すべき。また、「身体・生命・財産との関連性」について、無料のインターネット関連サービスはデータ通信サービスの可用性に依存する以上、それらの間には差異があるのではないか。

<主な御意見>

- ・ メッセージングサービスを含む上位レイヤーのサービスの使用可否は、データ通信サービスの可用性が確保されていることが前提であり、逆に言えば、インターネット接続環境がなければ、LINEのサービスが停止していなくても、安否確認実施手段としてはご利用いただけないことに留意が必要です。
【LINEヤフー株式会社】
- ・ データ通信サービスの可用性が確保されていなければ、メッセージングサービスで災害時に安否確認は不可能です。メッセージングサービスが災害時における安否確認に利用されているとしても、データ通信サービスの可用性に依存する以上、データ通信とメッセージングサービスが「身体・生命・財産との関連性」に差異があることは明白であり、両者を同じ「高」と評価することは不適當です。【アジアインターネット日本連盟、一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構、LINEヤフー株式会社】

考え方

- ✓ 現在の事故報告制度は、身体・生命・財産との関連性、利用者数の規模、サービス提供の対価としての料金徴収の有無（有料/無料）、サービスの同時・双方向性、サービスの代替性の程度などの指標を念頭に置いたサービスの重要度や社会的影響力に応じて、サービス別区分を設定した上で、その事故報告基準を定めたものです。
- ✓ 本報告案における事故報告基準の見直しにおいても、同様の指標を参考としつつ、サービスの重要度を検討していることから、他サービスに対する基盤としての役割の有無やサービスの代替性の程度などといったサービスの特性については既に勘案されているものと考えます。
- ✓ なお、メッセージングサービス等の上位レイヤーサービスについては、災害時に安否確認に広く用いられるものも存在していることから、その身体・生命との関連性は高いものと考えられます。データ通信サービスについても、こうした上位レイヤーサービスの基盤としての役割があることから、身体・生命との関連性が高いものとして位置付けているものです。

意見5-2 報告基準の見直しを行うメッセージングサービスの定義や範囲を明確にすべき。

<主な御意見>

- これらの調査ではSNS・ソーシャルメディアにメッセージングサービスが含まれていますが、本報告書の他の箇所では、SNSとメッセージングサービスを別個に取り扱っている箇所もあります。また、SNSの主たるサービスに、ダイレクトメッセージ機能が付随しているものなどもあります。電気通信事故の報告基準のどの区分により報告すべきなのかを判定する上で重要な点ですので、SNSとメッセージングサービスの定義を明確にさせていただきようをお願いいたします。【アジアインターネット日本連盟】
- 「[無料のインターネット関連サービス]の区分に含まれる主な通信サービスとして、メッセージングサービス、電子メールサービス、検索サービス、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）が存在する」とされていますが、SNSといっても掲示板的なサービス、画像共有サービス、動画共有サービス、ライブ配信サービスなど多種多様であり、使われ方も異なります。本報告書で引用されているアンケート調査の中には、SNSの中にメッセージングサービスが含まれるものもあります。また、SNSの主たるサービスに、ダイレクトメッセージ機能が付随しているものもあります。電気通信事業者にとっては、報告基準のどの区分により事故の報告すべきなのかを判断判定する上で重要な点ですので、SNSとメッセージングサービスの対象となるサービスの定義や範囲を明確にさせていただきようをお願いいたします。【一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構】

考え方

- ✓ 本制度見直しのうち無料のインターネット関連サービスについては特に他人の通信を媒介する電気通信役務のうちメッセージングサービス及び電子メールサービスを念頭に置いたものです。
- ✓ 御意見を踏まえ、明確化のため、脚注に「メッセージングサービスおよび電子メールサービスの定義については、電気通信事業報告規則第一条第二項第十九号の二及び同項第十九号の三を参照されたい」と追記いたします。

意見5-3 無料のメールサービスの重要性を示す論拠が足りていないのではないか。

＜主な御意見＞

- 証券会社等が求める多要素認証の設定は、セキュリティ等の観点から有料のキャリアメール等が推奨されることが多く、現に規約の中でこれを推奨している企業も見られます。報告書案記載の事実は主として有料のメールサービスに当てはまるものであり、無料のメールサービスの重要性を示すものにはならないと考えられます。【LINEヤフー株式会社】
- 報告書案では『令和5年度情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査報告書』を引用したうえで、「利用者の割合は、10年前と同様に高い水準を維持し、平均利用時間に増加傾向がみられる」と記載されています。一方で同報告書では、平日の利用時間と比較して、休日の利用時間が半分以下に減少していることが述べられています。休日にメール利用時間が減少している要因として、今やメールはビジネス用途での利用が大半を占めていることが考えられます。ビジネス用途でのメールはセキュリティの観点から有料のサービスを用いることが通常であることからすると、翻って同報告書の調査は、無料のメールサービスの重要性を示す事実とは言えないと考えられます。【LINEヤフー株式会社】
- 検証会議では、大学入試の出願等に用いる用途があるために、メールサービス重要性が高いという旨の発言がございました。しかしながら、仮に混乱が起きたとしても大学から他の方法を提示していたり、他のメールアドレスは無料で取得でき、障害時にも他のメールアドレスで操作することを案内しているため、メールにアクセスできない時間が一定あったとしても代替手段に行き当たることはすぐに可能であると思えます。【LINEヤフー株式会社】

考え方

- ✓ 本報告案に記載のとおり、無料のインターネット関連サービスのうち、一定規模以上のメッセージングサービスや電子メールサービスについては、音声通話やデータ通信に及ばないものの、身体・生命・財産との関連性やサービスの同時・双方向性、サービスの代替性の程度などに照らし、国民生活における重要度が認められることから、その報告基準の見直しを行うものです。
- ✓ 証券会社が求める多要素認証の設定については、無料のメールアドレスの利用を排除するものではなく、利用者の意向によって選択されるものであるため、有料のメールアドレスのみに当てはまるものではないと考えます。
- ✓ また、本報告案に記載のとおり、インターネット利用者のうち、その利用目的・用途として、「電子メールの送受信」と回答した者は、平成25年は69.9%であり、その後も概ね70%～80%の高い水準を維持しており、利用者視点としては、サービスの同時・双方向性が求められる電子メールとしての利用実態は引き続きあるものと考えられます。
- ✓ 併せて、御意見のあった「令和5年度情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査」におけるメール利用実態については、同報告書において、平日及び休日におけるメール行為者率についても記載されており、平日のメール行為者率は47.6%に対し、休日のメール行為者率は36.5%存在しており、平日と休日の利用時間の差異を以て、メールの利用用途についてビジネスが大半を占めているとは必ずしも言えないと考えます。
- ✓ 加えて、事故発生時の速やかな切り替えを実現するためには、通信の相手方の連絡先を事前に複数サービスにおいて把握する必要があり、このような必要が無い検索サービスやSNSと比較すると代替性が低いものと考えられます。御意見のあった大学入試の出願等に用いる用途については、通信の相手方の連絡先が公開されている事例であり、電子メールの代替性の程度の評価を変更させるものではないと考えます。

意見5-4 「重大な事故」の報告が行われることにより電気通信事故の発生が抑止されることの因果関係を定量的に示すべき。

<主な御意見>

- ・ 「「重大な事故」の発生を抑えるために欠かせない」とされていますが、この点が今回の無料のインターネット関連サービスに係る事故報告の基準を大幅に強化する目的であれば、電気通信事業者になんらかの影響を及ぼす制度変更になりますので、重大な事故の報告と事故の発生抑止との因果関係を定量的にお示しいただきますようお願いいたします。【アジアインターネット日本連盟】
- ・ 「「重大な事故」の発生を抑えるために欠かせない、事故の原因、措置模様、再発防止策等について明確な報告を受ける必要がある」とされているところ、今回の事故報告基準の見直しにより重大な事故の報告が行われることが、なぜ無料のインターネット関連サービスの電気通信事故の発生抑止につながるのか、その因果関係を定量的にお示しいただきますようお願いいたします。【一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構】

考え方

- ✓ 電気通信事故報告制度の目的としては、事故の報告や利用者周知の促進、再発防止の十分性の検証、その結果の共有等の取り組みを通じ、利用者における混乱の軽減を図るとともに、電気通信事業者による電気通信サービスのさらなる安定的な提供を促すことにより、利用者の利益の保護を図るものです。
- ✓ このうち、再発防止の観点からは、事業者から任意で報告される内容は、原因等の記述が必ずしも詳細でなく、対応の十分性や再発防止の徹底を確認する点から不足する場合があることや、事故の継続時間や影響利用者数について、当該事業者以外の者が把握することはできないといった事情を踏まえれば、任意の報告では適正な運用が担保できないおそれがあります。このため、一定規模を超えるものは「重大な事故」として適切な報告を受ける必要があります。また、総務省において、当該事業者の取組の十分性を有識者の参画も得て検証し、必要な助言・指導等を実施することで、当該事業者における同様の事故の再発防止を図るとともに、検証結果を他の事業者に共有することで、業界全体における同様の事故の再発防止を図るものです。
- ✓ 電気通信サービスを提供する事業者や通信ネットワークを構成する設備などが多様化しており、その事故原因も多様化・複雑化していることから、定量的因果関係を示すことは困難であると考えます。一方、報告基準を見直した場合に増加が見込まれる事故報告についても、これまでと同様に、再発防止に向けた取組の十分性の検証などの取組を通じて、事故を発生させた事業者及び業界全体における同様の事故の再発防止に資するものと考えられます。

意見6-1 無料の音声通話サービスに係る報告基準の見直しについて検討すべき。

<主な御意見>

- ・ 今回の見直しを機に、無料のメッセージングサービスに付随する音声通話サービスについては、四の区分を適用する運用としていただきますようお願いいたします。【LINEヤフー株式会社】
- ・ 「無料のサービスについては、有料・無料の別のほか、電気通信回線設備の有無や電波・電話番号の割当有無といった電気通信事業者側の事情において、有料サービスとの間に差異が認められる」とも指摘されているところ、電気通信事故の報告基準は事業者の事業運営にも関わるものであり、そのような差異を長期間にわたって放置することは適切な行政運営とはいえませんので、いつ見直しの検討を実施するのか、具体的な時期を明示していただくべきですよう、よろしくお願い申し上げます。【一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構、LINEヤフー株式会社】

考え方

- ✓ 無料の音声通話については、有料の音声通話と同じく、現行基準において緊急通報を取り扱わない音声伝送役務と整理されています。
- ✓ また、無料の音声通話の重要度については、有料・無料の別のほか、電気通信回線設備の有無や電波・電話番号の割当有無といった電気通信事業者側の事情において、有料サービスとの間に差異が認められる一方で、身体・生命・財産との関連性や利用者数の規模、サービスの同時・双方向性といった項目については、有料・無料の別にかかわらず、重要度が認められ、加えて、一部の無料音声通話については、現行基準の運用が開始された平成27年よりも、直近の令和6年の方がより多くの利用者によって利用されている実態が認められているところです。
- ✓ こうした重要度を踏まえ、現状においては、無料の音声通話について、有料の音声通話と同等の報告基準を維持しつつ、将来の報告基準の見直しに当たって、無料の音声通話の利用状況やその通信品質等に対する利用者の期待に有料のものと比べて相違が認められる場合には、その基準の見直しを検討することが適当であると考えます。

意見6-2 インターネット上で提供される音声通話の事故報告基準について規制拡大すべきではないか。

<主な御意見>

- ・「データ通信サービスは、音声通話サービスと概ね同等の重要度を有している」とありますが、これを紐解くと「人の音声を送る技術は、従来の電気通信番号を用いた音声通話のみならず、IPを基盤としたデータ伝送設備上で電気通信番号を用いないで提供される音声通話が、一定程度、我が国で普及していることを指しているものと理解します。しかし、一定程度の帯域を確保したうえで提供される音声通話サービスと、帯域を確保しないでデータ伝送設備及びインターネット上で提供される音声通話とでは、品質・技術ともに全く異なります。当協会の会員の多くが提供するISP（インターネット接続）はデータ通信サービスに該当しますが、会員のほとんどは当該データ伝送設備及びインターネット上での音声通話を提供してなく、アプリ等を用いたサービス提供事業者が提供しているものと理解しております。この理解に基づけば、今回規制拡大を対象とすべきは、データ通信サービスというインフラ全体ではなく、当該インフラ及びインターネット上で音声通話を提供する事業者ではないかと考えております。【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】

考え方

- ✓ 本報告案は、社会経済活動におけるインターネットの重要性の高まりなど電気通信サービスの利用実態の変化等を踏まえ、インターネットアクセス・接続サービスの報告基準を「緊急通報を取り扱わない音声伝送役務」と同等の基準への見直しなどについて検討を行った結果を取りまとめたものであり、頂いた御意見については、今後の検討の参考として承ります。

意見6-3 有料の音声通話サービスと無料の音声通話サービスについて、求められるサービス品質に差異があって然るべきではないか。

<主な御意見>

- ・無料の音声通話サービスについては、有料サービスとの間で、有料・無料の別のほか、電気通信回線設備の有無や電波・電話番号の割当有無などの差異があるところであり、求められるサービス品質についてもこれらの差異が反映されるべきです。【LINEヤフー株式会社】

考え方

- ✓ 本報告案における事故報告制度の見直しは、電気通信サービスの利用実態の変化や電気通信事故の発生状況等を踏まえながら、あくまで、「重大な事故」の報告基準の見直し等を行うものであり、提供されるサービスの品質を定めるものではありません。

意見7-1 報告基準の見直しに当たり、事業者への影響を考慮し、十分な周知及び実施のための準備期間を設けていただきたい。

<主な御意見>

- ・ 当協会の会員は、今回の重大事故の対象となる報告基準の範囲の拡大により、システム等に自らのコストを払い、時間を割き対応することとなります。報告については事案に応じて濃淡も付け対応する方針との事ですが、事業者からは実務作業のさらなる負担への懸念が挙がっております。今回の改定実施に当たっては十分な周知及び実施のための準備期間を設けていただきたいと思えます。【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】
- ・ 今回の報告基準見直しにより、設備設計基準変更や運用体制変更による事業者への影響について考慮が必要になる場合もありうると考えます。【株式会社 J P I X】

考え方

- ✓ 本報告案に記載のとおり、電気通信事業者が今回の報告基準の見直しを踏まえて設備構成に変更を加える場合には一定の期間を要するものと考えられ、総務省においては、「重大な事故」の報告において、電気通信事業者がこうした設備構成の変更の途上にある旨を明らかにした場合には、事故の再発防止に向けた対応の検討に当たって斟酌することが適当であるとしています。
- ✓ 一方、事業者に対する十分な周知は重要であると考えられるため、御意見を踏まえ、「**見直し後の事故報告基準の施行に当たって十分な周知を行うことが適当である**」旨追記いたします。

意見7-2 統計分析が容易になる・電気通信事業者の負担軽減に繋がる等の理由から、事故報告において、オンラインフォーム化や選択方式を採用すべき。

<主な御意見>

- ・ 年次報告の対象となる事故を含め、オンラインフォーム化や選択方式、チェック方式を用いて電気通信事業者が事故報告をしやすくすることで、より広範囲に情報収集することが可能となり、統計的な分析も容易になり、行政の効率化にもつながります。【一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構、LINEヤフー株式会社】
- ・ オンラインフォームで報告のあった電気通信事故の中から詳細な事故の情報を求める必要がある事故を抽出し、電気通信事故検証会議で検証することとすれば、電気通信事業者の負担軽減につながります。【一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構、LINEヤフー株式会社】

考え方

- ✓ 「重大な事故」の報告は、事故の原因、措置模様、再発防止策等について明確な報告を受けた上で、再発防止に向けた取組の十分性の検証など個別に詳細な分析を要するものであり、多数の事案を統計的に分析するような性質のものでないことから、オンラインフォーム化や選択方式といったものは馴染まないと考えられます。
- ✓ また、電気通信事業報告規則に基づく報告については、従来の四半期毎の報告を見直し、2025年度分の報告からは年度報告に変更することで、電気通信事業者の負担軽減を図ってきたところです。加えて、当該報告内容の粒度や報告件数の規模等を勘案し、既に選択方式が採用されており、効率的な統計分析及び電気通信事業者の負担軽減は図られていると考えます。

意見7-3 報告基準の見直しに伴う報告を実施するための費用について、電気通信事業者が負担することを義務とする根拠如何。

<主な御意見>

- ・ 今後、本報告書にそった制度変更が行われる場合には、各電気通信事業者は制度変更に伴う体制を整備し、変更後の制度に対応するための費用を負担することになるものではありますが、今回、国の都合による制度変更に対応するための費用を負担することが「義務」だとする根拠をお示しいただきますようお願いいたします。【アジアインターネット日本連盟、一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構】
- ・ 電気通信事故の報告制度は、電気通信事業者の協力によって成り立つものであり、電気通信事業者が率先して協力しやすいような文言に修正いただきますようお願いいたします。【アジアインターネット日本連盟】

考え方

- ✓ 「重大な事故」の報告については、電気通信事業法第二十八条第二項において規定されており、電気通信事業者に対し「重大な事故」が生じた場合等に、遅滞なく総務大臣へ報告する義務を定めています。
- ✓ こうした報告義務を果たすための電気通信事業者における報告体制の確保は必要になると考えられますが、体制の確保に関して、制度上、直接的に規定されている訳ではないため、御意見を踏まえ、以下のように修正することといたします。
「報告基準の見直しに伴い、報告義務を負う電気通信事業者において、事故発生時の報告体制を整えるとともに、報告を実施するための費用が生じることが想定されるが、一定の社会的重要性を有する電気通信事業者が負担すべき義務ものであり、これまでの電気通信事故報告制度同様、当該費用は当該事業者が負担することが適当である。」

意見7-4 報告案の記載では、重大な事故報告におけるメリハリについて、今後更に手厚く記述するよう求めているように読め、「事故報告における負担軽減」の趣旨と整合が取れていないのではないかと。

<主な御意見>

- ・ 現在の重大な事故の報告様式では、メリハリなく多くの項目において手厚い記述が求められているところ、適切な事務負担軽減や合理的な資源配分がなされるよう見直すものであると理解しています。このため、「重要な点を手厚くするなど」とされている点については、現状において既に手厚い記述が求められている項目を、今後更に手厚く記述するよう求められるように読めますので、削除することが適当と考えます。【アジアインターネット日本連盟、一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構、LINEヤフー株式会社】

考え方

- ✓ 電気通信事故報告制度の目的を鑑み、再発防止の観点から重要な点については従前と同様に明確な報告を受ける必要があることから、御意見を踏まえ、以下のように修正することといたします。
「このため、事案に照らし、再発防止の観点から重要な点については引き続き手厚い記載を行う一方で、必要度が低い事項については記述を薄くし、あるいは、要しないこととし、重要な点を手厚くするなど、適切な事務負担軽減や合理的な資源配分がなされるよう、総務省がガイドライン等においてその方向性を明らかにすることが適当である」

意見7-5 単純なヒューマンエラーに起因する電気通信事故まで検証する必要はないのではないか。また、電気通信事故検証会議で検証を行う場合において、必要がある場合を除き、パワーポイント形式での資料作成を要しないこととしていただきたい。

<主な御意見>

- ・ 単純なヒューマンエラーに起因するような類の事故まで、コストをかけて検証する必要はないと考えられます。【アジアインターネット日本連盟、一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構】
- ・ 電気通信事故検証会議で検証を行う場合においても、事務負担の軽減のため、基本的に重大な事故の報告として提出したWordファイルの報告書により説明すれば足りることとし、補足説明のために必要がある場合を除き、パワーポイント形式での資料の作成を要しないこととしていただきますよう、よろしく申し上げます。【アジアインターネット日本連盟、一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構】

考え方

- ✓ 「重大な事故」の発生要因としては、人為的要因によるものが一定の割合を占めており、当該類型の別のみによって検証対象外とするのではなく、個別の事例ごとに精査の上、検証を行うことが適当であると考えます。
- ✓ また、電気通信事故検証会議については、事業者に対し過度の負担とならないよう配慮が必要と考えられます。一方で、事故を発生させた事業者における再発防止に向けた取組の十分性の検証といった電気通信検証会議の目的に鑑み、その検証が効率的に進められるような資料作成や分かりやすい説明に引き続き協力頂きたいと考えます。

意見8 無料のインターネット関連サービスを提供する事業者に対し、ヒアリングの機会が十分に与えられていないのではないか。また、報告案において、当該事業者に向けて、社会的重要性の高まりの認識や自主的な取組が不足しているかのような記載があり、当該事業者に配慮した記載に修正すべき。

<主な御意見>

- ・ IPネットワーク設備委員会における今回の電気通信事故報告制度の見直しの議論に際し、固定電話および携帯電話事業者等が同委員会のオブザーバーとなっている中、大きな影響を受ける無料のインターネット関連サービスを提供する事業者やその業界団体に対し、オブザーバー参加の打診もなく、また、ヒアリングの機会も十分に与えられておりません。【一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構】
- ・ 無料のインターネット関連サービスを提供する事業者に向け「社会的重要性の高まりを改めて認識し、責任ある当事者として、報告制度の詳細設計や制度運用に参画し、電気通信役務の安全・信頼性の確保に向けた取組をこれまで以上に進めることを期待する。」と、あたかも取組が不足しているかのような記載は遺憾です。電気通信事故の報告制度は、電気通信事業者の協力によって成り立つものであり、無料のインターネット関連事業者のこれまでの取組に配慮した書き振りへの修正をお願いいたします。【アジアインターネット日本連盟】

考え方

- ✓ 本報告案記載のとおり、事故報告制度の見直しにあたっては、最近の「重大な事故」等の検証や対策状況、「重大な事故」等の報告対象となる事故・報告内容等について希望する事項等に関して、無料のインターネット関連サービスを提供する事業者を含む電気通信事業からヒアリングを非公開で実施し、意見交換を行っております。
- ✓ また、御意見のあった記載については、以下のように修正することといたします。
「こうしたサービスを提供する電気通信事業者においては、これらサービスの社会的重要性の高まりを改めて認識し踏まえ、責任ある当事者として、報告制度の詳細設計や制度運用に参画もいただき、電気通信役務の安全・信頼性の確保に向けた取組をこれまで以上に進めていかれることを期待する。」

意見9-1 「重大な事故」の定義を明確化するとともに、原因究明や再発防止策実施の確実な監督が必要である。

<主な御意見>

- ・ 重大な事故の定義の明確化と、運用を通じた継続的な改善。報告基準について、事業者間の解釈の齟齬を防ぐため、具体的な事例やQ&A形式での詳細なガイドラインを早期に策定、公表してください。制度運用開始後も、実態の変化を踏まえ、定義が常に適切であるか定期的に見直し、必要に応じて迅速に更新することを求めます。【個人】
- ・ 原因究明および再発防止策実施の確実な監督。報告された事故の原因究明が徹底され、実効性のある再発防止策が事業者によって確実に実施されているかを総務省が厳しく監督・確認する体制を構築してください。事故検証会議等の情報公開を通じ、制度の透明性を確保し、信頼性の向上に繋げることを期待いたします。【個人】

考え方

- ✓ 「重大な事故」等の範囲の目安を定め、報告を行う電気通信事業者が、関係法令を遵守するための指針となるよう「電気通信事故等に係る電気通信事業法関係法令の適用に関するガイドライン」を総務省において公表しています。
- ✓ また、事故を発生させた事業者における再発防止の観点からは、総務省において、当該事業者の取組の十分性について電気通信事故検証会議等を通じて検証を行い、必要な助言・指導等を行っており、その結果を他の事業者に共有することで、業界全体における同様の事故の再発防止を図っております。
- ✓ 頂いた御意見を踏まえ、総務省において、引き続き、事故の再発防止に向けた対応を進めていくものと考えます。

意見9-2 報告基準の見直しに当たっては、犯罪抑止等の観点も含めて検討すべき。

<主な御意見>

- ・ 無料の音声通話については、電気通信番号を用いない形態で提供されているものがあると認識しております。報告基準の見直しにあたっては、こうしたサービス形態の多様化する中で犯罪抑止等の観点も含めて検討が行われることが望ましいと考えます。【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】

考え方

- ✓ 頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。

意見9-3 電気通信事業者の過度な負担とならないような制度設計とすべき。

<主な御意見>

- ・ 電気通信事故報告制度が事業者の過度な負担とならないよう制度設計をお願いいたします。【アルテリア・ネットワークス株式会社】

考え方

- ✓ 本報告案のとおり、電気通信事故報告基準の見直しや運用に当たっては、電気通信事業者の過度の負担とならないよう配慮しつつ取組を進めることが重要であると考えます。